ご存じですか、福祉の手当

ご存じですか、福祉の手当

○特別障害者手当
知的・精神または身体に、著しく重度の重複障害があるために、日常生活において常時特別な介護を必要とする20歳以上の在宅障害者の方に支給しています。

○障害児福祉手当
知的・精神または身体に、重度の障害があるために、日常生活において常時特別な介護を必要とする20歳未満の在宅障害児の方に支給しています。

○特別児童扶養手当
知的・精神または身体に、重度あるいは中度の障害がある20歳未満の在宅障害児の保護者の方に支給しています。

○ねたきり身体障害者福祉手当
6カ月以上ねたきりで、日常生活のほとんどに介護を要する20歳以上65歳未満の在宅障害者の方、またはその方と同居し介護している家族の方に支給しています。

○在宅重度知的障害者福祉手当
最重度・重度の療育手帳の交付を受けている20歳以上の在宅障害者の方、またはその方と同居し介護している家族の方に支給しています。

※それぞれの手当ごとに認定要件および所得制限があります。

現況届の提出について
現在手当を受給されている方は、現況届を提出する必要があります。

必要書類や返信用封筒などは8月6日(月)に郵送しますので期間内に必ず提出してください。

○提出期間
8月10日～9月10日

○提出場所　市役所福祉課

詳しくは市役所福祉課☎443―1649へ。

在宅で常時おむつを使用している満65歳以上の方に、おむつを給付します

おむつの給付を希望する方は、市役所福祉課に申請してください。

対象者
介護保険の要介護4、要介護5の認定を受けた方
認知症などで排泄行為の全てに介助が必要な方

給付内容
おむつ、尿とりパッドなど市指定のカタログから選んだもの月額6000円分（毎月、自宅に指定業者が配達します。）

詳しくは市役所福祉課☎443―1649へ。

ひとり親家庭等医療費等助成制度の届け出は毎年必要です

ひとり親家庭等医療費等助成制度を利用されている方の助成期間の有効期限は7月31日(火)までです。

引き続き、この助成制度の利用を希望される方は届け出が必要となりますので期間内に提出してください。

届け出されない場合は、8月分からの助成制度を利用できませんのでご注意ください。

なお、この助成制度を利用されている方には、8月初旬に届出用紙を郵送しますが、届かない場合は児童家庭課までご連絡ください。

提出期限
8月31日(金)

提出場所
市役所児童家庭課

お持ちいただくもの
・ひとり親家庭等医療費等助成資格調書
・健康保険証の写し
・印鑑

※このほかの書類が必要になる場合があります。

詳しくは、市役所児童家庭課☎443―1693へ。

児童扶養手当現況届はお早めに

児童扶養手当を受給されている方は、児童扶養手当現況届を提出する必要があります。

提出されない場合は、8月分以降の手当が受けられなくなりますので期間内に提出してください。

なお、受給されている方には8月初旬に届出用紙を郵送しますが、届かない場合は児童家庭課までご連絡ください。

提出期限
8月31日(金)

提出場所
市役所児童家庭課

お持ちいただくもの
・児童扶養手当現況届
・児童扶養手当証書
・生計維持方法確認調書
・養育費等に関する申告書

※このほか、受給者または扶養義務者の方が、平成24年1月2日以降に転入された場合は、前住所地の市区町村で発行する「平成24年度児童扶養手当用所得証明書」が必要となります。

詳しくは、市役所児童家庭課☎443―1693へ。

～支えあい　寄り添い～ 自治会（区）に加入しましょう

皆さんは、自治会（区）に加入されていますか？

自治会（区）とは、同じ地域に住む皆さんが協力して、その地域の課題を解決したり、地域の皆さん相互の親睦を図ったりと、より良い地域社会をつくるために組織された任意の団体です。昨年3月11日に発生した東日本大震災を機に、改めて自治会（区）の役割や意義が見直されています。

市には、多くの自治会(区)があり、それぞれが親睦、美化運動、防犯、防災などの活動に積極的に取り組んでいます。

縁あって同じ地域に住むこととなった人たちと親睦を図り、活動をともにすることは、毎日の暮らしに潤いを与え、いざというときの大きな支えとなることでしょう。

自治会（区）への加入を希望される方は、お住まいの地域の自治会（区）の役員へご相談ください。

なお、相談先がご不明の場合は、市役所総務課☎443―1113へお問い合わせください。

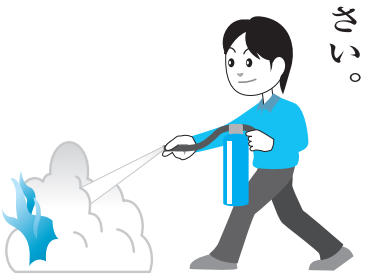

飲用井戸水などの水質検査の申し込みは食品衛生協会へ

印旛保健所管内食品衛生協会では、食品関係事業者や一般市民からの水質検査の依頼を受け付けています。

検査を受けるには、事前の予約が必要です。

○容器の貸し出し・予約
月曜日～金曜日（祝日を除く）
午前9時～午後5時

○受付日・時間
毎週水曜日（祝日の場合は木曜日）
午前9時30分～11時

○料金
食品衛生協会会員（食品関係事業者）6000円
一般　7000円

○成績書
約2週間後に検査機関から郵送します。

詳しくは、印旛保健所管内食品衛生協会☎483―1179へ。